

押印を求める手続の見直しのための都市計画課所管規則の一部改正（案）の概要

1 改正の経緯及び趣旨

行政手続における書面規制、押印、対面規制の見直しについては、新型コロナウイルス感染症のまん延防止のみならず、業務そのものの見直しや効率化が図られ、行政サービスの効率的・効果的な提供にも資するものです。

このうち、押印を求める手続の見直しについては、令和2年12月18日に内閣府から「地方公共団体における押印見直しマニュアル」が示されたところであり、県ではこれを踏まえて見直しを進めていくこととしています。

都市計画課では、所管する規則に規定する書面について、県民・事業者等による押印等を不要とするための改正を行います。

2 改正の概要

以下の規則に規定する書面について、県民・事業者等による押印、押印に代わる署名等を不要とするための規定の見直し（様式の見直しを含む。）を行います。

- ・青森県屋外広告物条例施行規則（昭和51年青森県規則第46号）
- ・青森県公共下水道規則（平成3年青森県規則第20号）
- ・青森県都市公園規則（昭和53年青森県規則第20号）
- ・青い森セントラパーク規則（平成15年青森県規則第45号）

3 今後の予定

公 布 日：令和3年8月（予定）

施行期日：公布日